

# 明日の農業担い手育成塾公社塾

## 1 事業の概要

既に、農業技術を持っており、就農希望地等を含めた具体的なビジョンのある新規就農希望者の農地の確保を支援する事業です。

研修期間中は公社が農地を借り受けるので、地主の方は安心して農地を貸すことができます。

## 2 支援の内容

### (1) 研修用農地の提供

就農予定地で研修用農地を公社が地主から借り受けて、新規就農希望者が営農実践研修を行います。研修生の技量等により概ね30アール程度の研修用農地となります。

### (2) 現地支援農家の設置

栽培技術の支援や農村生活など、将来、農業者となった場合の人的ネットワーク作りを促進するため、研修する市町村内の農家を現地支援農家として設置します。

### (3) 公社等職員巡回各種相談

公社や所管する農林振興センターの職員等が巡回相談を行うなど、より円滑な就農基盤の形成ができるよう関係機関と連携して支援します。

### (4) その他

研修修了後、「研修修了書」を発行し、円滑な就農を支援します。

## 3 支援対象者（以下の(1)～(4)の全てを満たすことが必要です。）

(1) 埼玉県内で定住し新しく農業経営を始めようとする意欲的な者。

(2) 申込時の年齢が満18歳以上64歳以下の者。

(3) 農業経営が可能なレベルの農業技術を有する者。

(4) 就農時に当該市町村に住居を移転することができる者。

県や市町村等の関係機関の協力もと、公社が実践研修する農地（＝就農予定地）を地主から借り受けます。

研修生は、研修期間中に地域に溶け込み、農村の人たちと親しく付き合いながら、自立した農業経営が開始できるように自ら研修を行う事業です。